



くらしのフレッシュ便



(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

相談ファイル

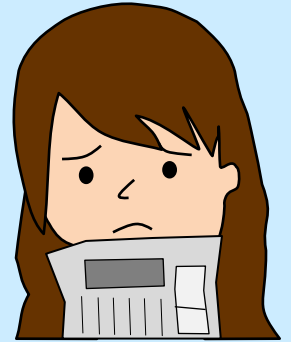
新生活に向けて～新聞の定期購読に関するトラブルを防ぐために～

＜相談内容＞

一人暮らしを始めて半年後、新聞の勧誘を受け、1年間の購読契約を結んだところ、景品として商品券をもらった。しかし、ほとんど読まないのでもはや解約したいと思い販売店に連絡したところ、「渡した商品券を返還しなければ解約はできない」と言われた。
(20歳代 女性)

＜アドバイス＞

契約期間を定めて新聞購読契約をした場合、クーリング・オフ期間を過ぎれば、消費者が一方向的に解約することはできません。公正競争規約で定められている景品の上限額(購読料[最大6か月]の8%)を超えない景品であれば、解約条件については事業者との話し合いによって決めることになる旨を伝え、新聞公正取引協議会にも相談してみるよう助言しました。



～トラブルを防ぐために～

①長期にわたる契約や、数年先からの契約(先付契約)は避けましょう

健康や経済上の理由で購読が難しくなり解約を申し出たところ、高額な解約料を請求されたというトラブルがあります。先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。

②高額な景品を受けとるのは控えましょう

新聞の購読契約をした際にもらえる景品の上限額は、景品表示法で定められていますが、中には上限を超える額の景品を勧める事業者もいます。消費者が景品を受け取っても罰則等はありませんが、解約の際に景品代の返還をめぐってトラブルになることがあります。景品につられて安易に契約しないようにしましょう。

③望まない契約であればクーリング・オフしましょう

訪問販売で新聞購読の契約をした場合、契約書を受け取った日から8日以内であれば、理由を問わずクーリング・オフができます。購読を希望しない場合は、速やかにクーリング・オフ通知を出しましょう。

生活情報ファイル

大切なスマートフォンの紛失に備えましょう

通話やアプリ等、様々な機能を搭載したスマートフォン(以下「スマホ」という。)は、便利である反面、紛失してしまうと大きなトラブルに巻き込まれる危険があります。例えば、悪意ある第三者の手に渡ると、「決済機能で高額な商品を購入される」「SNSのアカウントを乗っ取られて悪質な投稿をされる」「連絡先リストの個人情報売却される」など悪用されるおそれがあります。

紛失に備えて・・・

- ・不要なサービスの設定・登録はしない
- ・スマホ本体のロック、PINコード(※)の設定をしておく
- ・アプリやサービスのパスワードがある場合は、必ず設定する
- ・クレジットカード番号やパスワード等の重要な情報は、スマホ本体に登録しない

※第三者がSIMカードを利用できないようにロックするための個人識別番号

もしも紛失してしまったら・・・

まず携帯電話会社に連絡し、紛失時に利用できるサービス(本体の遠隔ロック、電話回線の停止等)があるか確認しましょう。その後、サービス運営会社やクレジットカード会社へ連絡し、利用を停止しましょう。警察への遺失届も忘れず提出しましょう。

試してみよう、消費者力！第12回（平成30年度）

- Q クリーニングトラブルを防ぐ為の注意点として、適切なものはいくつあるか選びなさい。
- (ア) 衣類についているシミ、キズは、あらかじめ指示し、クリーニング店と相互確認をしてから渡す。
(イ) 洗濯物を受取ったら、できるだけその場でシミ、キズ、色落ち、汚れの落ち具合等を点検する。
(ウ) 洗濯物を受取ったら、納品用ポリ袋から出して風を通す。
(エ) クリーニングのプロに依頼するので消費者が注意することは無く、すべて店に任せるのが良い。
1. 1つ 2. 2つ 3. 3つ 4. 4つ

【第14回消費者力検定(平成29年度実施)応用コースから】

くらしのまめちしき

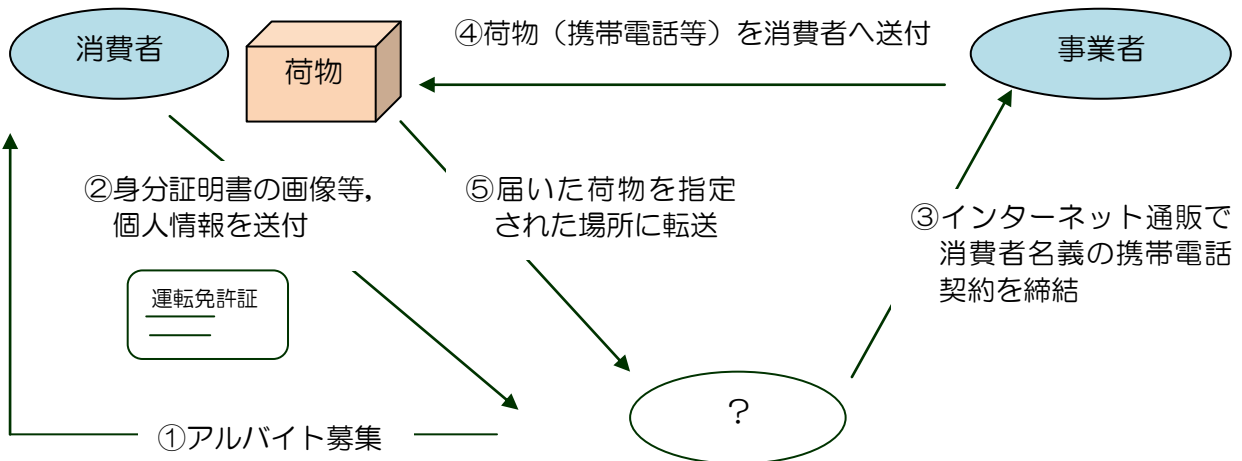
「荷物を転送するだけで報酬がもらえます」～荷受代行詐欺にご注意～

「送られてきた荷物を指定された場所に転送するだけで、報酬がもらえます」というアルバイト募集をインターネットで見つけ、指示されたとおり身分証明書の写真を送ったところ、知らない間に自分の名義で複数の携帯端末が契約されて多額の料金を請求された、という被害が県内で発生しました。今後、同様の被害が起こる可能性があるため、注意が必要です。

荷受代行詐欺とは・・・？

荷受転送アルバイトの名目で消費者から取得した情報を利用して、消費者に無断で携帯端末等を契約し、消費者宅に届いた端末を転送させるという形の詐欺です。

手口の例



被害にあわないために・・・

- 消費者名義で不正に契約された携帯電話等は、犯罪に使用される可能性があります。また、自己名義の契約を解約するために解約金や端末代金等を支払わなければならない場合もあります。「届いた荷物を送るだけ」等のアルバイトは絶対にしないようにしましょう。
- 運転免許証や健康保険証、銀行口座等の個人情報は悪用されると大きな被害を受けるおそれがあります。これらの情報は、第三者に安易に伝えないようにしましょう。

「試してみよう、消費者力！第12回」解答と解説⇒（正解－3）（ア）（イ）（ウ）が適切。トラブルを防ぐ為には預ける際と受け取る際に洗濯物の現状について利用者と受付者とが相互に確認しあうことが重要である。また、袋は保存用ではないので、すぐに袋から取り出して風を通すことで、カビや変色を防ぐ効果もある。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）○階 Tel 08XX-XXXX-XXXX